

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	障害福祉に関する事務 基礎項目評価

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

昭島市は、障害福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

昭島市長

## 公表日

令和5年9月8日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障害者福祉に関する事務
②事務の概要	<p>障害者(児)が地域で安心して暮らすことができるよう支援するための事務であり、児童福祉法、身体障害者福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(それに基づく、昭島市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱、昭島市移動支援事業実施要綱及び昭島市中心身障害者(児)日常生活用具給付等事業実施要綱)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律、昭島市中心身障害者福祉手当条例、昭島市特殊疾病者福祉手当条例に基づいて行う。</p> <p>その中で、特定個人情報は行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。</p> <p>①児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務(以下「障害児通所給付費等に関する事務」という。)</p> <p>②身体障害者福祉法による身体障害者手帳に係る申請・届出の受理、東京都への進達、返還、台帳整備及び再交付に関する事務(以下「身体障害者手帳に関する事務」という。)</p> <p>③身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービスに係る自立支援給付費(自立支援医療費及び補装具費を除く。)並びに障害福祉サービスの利用者の負担軽減に関する事務(以下「障害福祉サービス等に関する事務」という。)</p> <p>④障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する事務のうち、昭島市身体障害者用自動車改造費助成事業、昭島市移動支援事業及び昭島市中心身障害者(児)日常生活用具給付等事業に係る申請・届出の受理、審査及び申請への応答に関する事務(以下「地域生活支援事業に関する事務」という。)</p> <p>⑤精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳に係る申請・届出の受理、交付、東京都への進達、返還、台帳整備及び再交付に関する事務(以下「精神障害者保健福祉手帳に関する事務」という。)</p> <p>⑥特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当に係る認定の請求・届出の受理及び審査に関する事務(以下「特別児童扶養手当に関する事務」という。)</p> <p>⑦障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第九十七条第一項の福祉手当に係る請求の受理、審査又は請求への応答、認定及び支給に関する事務(以下「障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関する事務」という。)</p> <p>⑧難病の患者に対する医療等に関する法律による難病医療費助成に係る申請・届出の受理及び東京都への進達に関する事務(以下「難病医療費助成に関する事務」という。)</p> <p>⑨障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療(精神通院)に係る申請・届出の受理、東京都への進達、受給者証の交付に関する事務(以下「自立支援医療(精神通院)に関する事務」という。)</p> <p>⑩障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療(更生医療・育成医療)に係る申請・届出の受理、審査、決定、受給者証の交付その他支給に関する事務(以下「自立支援医療(更生医療・育成医療)に関する事務」という。)</p> <p>⑪障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による補装具費の支給に関する事務(以下「補装具費に関する事務」という。)</p> <p>⑫昭島市中心身障害者福祉手当条例による心身障害者福祉手当の支給に係る申請・届出の受理、審査及び応答に関する事務(以下「心身障害者福祉手当に関する事務」という。)</p> <p>⑬昭島市特殊疾病者福祉手当条例による特殊疾病者福祉手当の支給に係る申請・届出の受理、審査及び応答に関する事務(以下「特殊疾病者福祉手当に関する事務」という。)</p> <p>⑭東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に係る申請・届出の受理、審査及び応答に関する事務(以下「重度心身障害者手当に関する事務」という。)</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 障害福祉システム</li> <li>2. 団体内統合宛名システム</li> <li>3. 中間サーバー</li> </ol>
<h2>2. 特定個人情報ファイル名</h2>	
<p>障害児通所給付費ファイル、身体障害者手帳ファイル、障害者総合支援ファイル、補装具ファイル、精神障害者保健福祉手帳ファイル、特別児童扶養手当ファイル、特別障害者手当等ファイル、難病医療費助成ファイル、自立支援医療ファイル、自動車改造費助成事業ファイル、移動支援事業ファイル、日常生活用具等事業ファイル、心身障害者福祉手当ファイル、特殊疾病者福祉手当ファイル、重度心身障害者手当ファイル</p>	

### 3. 個人番号の利用

法令上の根拠

- ①障害児通所給付費等に関する事務
  - ・番号法第9条第1項及び第2項並びに別表第1の8の項
  - ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号。以下「省令第5号」という。)第8条
  - ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年昭島市条例第34号。以下「市条例」という。)第4条第1項及び第2項並びに別表第2の2の項
  - ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則(平成29年昭島市規則第28号。以下「市規則」という。)第16条
- ②身体障害者手帳に関する事務
  - ・番号法第9条第1項及び別表第1の11の項 ・省令第5号第11条
- ③障害福祉サービス等に関する事務
  - ・番号法第9条第1項及び第2項並びに別表第1の12、34及び84の項
  - ・省令第5号第12条、第25条及び第60条
  - ・市条例第4条第1項及び第2項、別表第1の11の項並びに別表第2の4、10、21及び33の項
  - ・市規則第12条、第18条、第24条、第35条及び第47条
- ④地域生活支援事業に関する事務
  - ・番号法第9条第1項及び第2項並びに別表第1の84の項 ・省令第5号第60条
  - ・市条例第4条第1項及び第2項、別表第1の1の項並びに別表第2の21の項
  - ・市規則第2条、第12条及び第35条
- ⑤精神障害者保健福祉手帳に関する事務
  - ・番号法第9条第1項及び別表第1の14の項 ・省令第5号第14条
- ⑥特別児童扶養手当に関する事務
  - ・番号法第9条第1項及び第2項並びに別表第1の46の項 ・省令第5号第37条
  - ・市条例第4条第2項及び別表第2の15の項 ・市規則第29条
- ⑦障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関する事務
  - ・番号法第9条第1項及び第2項並びに別表第1の47の項 ・省令第5号第38条
  - ・市条例第4条第2項、別表第2の15の項 ・市規則第29条
- ⑧難病医療費助成に関する事務
  - ・番号法第9条第1項及び第2項並びに別表第1の98の項 ・省令第5号第71条
  - ・市条例第4条第2項並びに別表第2の23及び35の項 ・市規則第37条及び第49条
  - ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例(平成27年東京都条例第111号。以下「都条例」という。)第4条第1項及び別表第1の1の項
  - ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則(平成27年東京都規則第176号。以下「都規則」という。)第2条
- ⑨自立支援医療(精神通院)に関する事務
  - ・番号法第9条第1項及び第2項並びに別表第1の84の項 ・省令第5号第60条
  - ・市条例第4条第2項及び別表第2の37の項 ・市規則第51条
- ⑩自立支援医療(更生医療・育成医療)に関する事務
  - ・番号法第9条第1項及び第2項並びに別表第1の84の項 ・省令第5号第60条
  - ・市条例第4条第2項及び別表第2の21の項 ・市規則第35条
- ⑪補装具費に関する事務
  - ・番号法第9条第1項及び第2項並びに別表第1の84の項 ・省令第5号第60条
  - ・市条例第4条第2項及び別表第2の21の項 ・市規則第35条
- ⑫心身障害者福祉手当に関する事務
  - ・番号法第9条第2項
  - ・市条例第4条第1項及び第2項、別表第1の3の項並びに別表第2の25の項 ・市規則第4条及び第39条
- ⑬特殊疾病者福祉手当に関する事務
  - ・番号法第9条第2項
  - ・市条例第4条第1項及び第2項、別表第1の4の項並びに別表第2の26の項 ・市規則第5条及び第40条
- ⑭重度心身障害者手当に関する事務
  - ・番号法第9条第2項
  - ・市条例第4条第2項及び別表第2の36の項 ・市規則第50条
  - ・都条例第4条第1項及び別表第1の3の項 ・都規則第3条

**4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携**

<p>①実施の有無</p>	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
<p>②法令上の根拠</p>	<p><b>【情報照会】</b></p> <p>①障害児通所給付費等に関する事務 番号法第19条第8号並びに別表第2の10、11及び12の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報定める命令(平成26年内閣府、総務省令第7号。以下「省令第7号」という。)第9条、第10条及び第10条の2</p> <p>③障害福祉サービス等に関する事務 番号法第19条第8号並びに別表第2の20、53、108、109及び110の項、第8号 省令第7号第14条、第27条、第55条、第55条の2及び第55条の3</p> <p>⑦障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関する事務 番号法第19条第8号並びに別表第2の67、68、69及び85の項 省令第7号第38条、第38条の2及び第43条の3の2</p> <p>⑨自立支援医療(精神通院)に関する事務 番号法第19条第8号並びに別表第2の108、109及び110の項 省令第7号第55条、第55条の2及び第55条の3</p> <p>⑩自立支援医療(更生医療・育成医療)に関する事務 番号法第19条第8号並びに別表第2の108、109及び110の項 省令第7号第55条、第55条の2及び第55条の3</p> <p>⑪補装具費に関する事務 番号法第19条第8号並びに別表第2の108及び109の項 省令第7号第55条及び第55条の2</p> <p>・番号法第19条第9号</p> <p>④地域生活支援事業に関する事務 ⑫心身障害者福祉手当に関する事務 ⑬特殊疾病者福祉手当に関する事務 ⑭重度心身障害者手当に関する事務</p> <p>・情報照会を実施しない事務 ②身体障害者手帳に関する事務 ⑤精神障害者保健福祉手帳に関する事務 ⑥特別児童扶養手当に関する事務 ⑧難病医療費助成に関する事務</p> <p><b>【情報提供】</b></p> <p>①障害児通所給付費等に関する事務 番号法第19条第8号並びに別表第2の8、11、16、56の2、108及び116の項 省令第7号第7条、第10条、第12条、第30条、第55条及び第59条の2の2</p> <p>③障害福祉サービス等に関する事務 番号法第19条第8号並びに別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108及び116の項 省令第7号第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条及び第59条の2の2</p> <p>⑥特別児童扶養手当に関する事務 番号法第19条第8号並びに別表第2の9、12、15及び19の項 省令第7号第8条、第10条の2、第11条の2及び第13条の2</p> <p>⑦障害児福祉手当、特別障害者手当及び福祉手当に関する事務 番号法第19条第8号並びに別表第2の9、12、15、19、26、56の2及び87の項 省令第7号第8条、第10条の2、第11条の2、第13条の2、第19条、第30条及び第44条</p> <p>⑪補装具費に関する事務 番号法第19条第8号並びに別表第2の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108及び116の項 省令第7号第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条及び第59条の2の2</p> <p>・情報提供を実施しない事務 ②身体障害者手帳に関する事務 ④地域生活支援事業に関する事務 ⑤精神障害者保健福祉手帳に関する事務 ⑧難病医療費助成に関する事務 ⑨自立支援医療(精神通院)に関する事務 ⑩自立支援医療(更生医療・育成医療)に関する事務 ⑫心身障害者福祉手当に関する事務 ⑬特殊疾病者福祉手当に関する事務 ⑭重度心身障害者手当に関する事務</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部障害福祉課
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所保健福祉部障害福祉課 電話番号042-544-5111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号196-8511 東京都昭島市田中町1丁目17番1号 東京都昭島市役所保健福祉部障害福祉課 電話番号042-544-5111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	②所属長	障害福祉課長 榎本 裕	障害福祉課長 山崎 慎弥	事後	
令和1年6月28日	I-2. 特定個人情報ファイル名	自立支援医療(精神)ファイル	身体障害者手帳ファイル	事後	
令和1年6月28日	I-4-①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和1年6月28日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106及び116の項  (別表第2における情報照会の根拠) なし	—	事後	
令和1年6月28日	I-5-②所属長の役職名	障害福祉課長 山崎 慎弥	障害福祉課長	事後	
令和1年6月28日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年3月20日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年3月20日 時点	平成31年1月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	様式変更に伴い、「1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類」から「9. 従業者に対する教育・啓発」までを追加	事後	
令和3年3月31日	評価書名	身体障害者手帳の交付申請等に関する事務基礎項目評価	障害福祉に関する事務 基礎項目評価	事後	
令和3年3月31日	①事務の名称	身体障害者手帳の交付申請等に関する事務	障害者福祉に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	②事務の概要	<p>1. 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づき、身体障害者手帳の申請等受付、手帳交付及び台帳管理等の事務を行う。</p> <p>2. 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で取り扱う。</p> <p>①身体障害者手帳交付申請書の受理及び応答に関する事務</p> <p>②身体障害者手帳の更新(障害程度の変更)及び再交付(紛失等)の申請受理及び応答に関する事務</p> <p>③氏名変更、居住地変更の届出の受理に関する事務</p> <p>④身体障害者手帳の返還届の受理に関する事務</p> <p>⑤身体障害者手帳交付台帳の整備</p> <p>⑥東京都への進達事務</p> <p>⑦身体障害者手帳の交付に係る事務</p>	障害者福祉に関する事務として①～⑭の事務を記載	事後	
令和3年3月31日	I-2. 特定個人情報ファイル名	身体障害者手帳ファイル	障害児通所給付費ファイル、身体障害者手帳ファイル、障害者総合支援ファイル、補装具ファイル、精神障害者保健福祉手帳ファイル、特別児童扶養手当ファイル、特別障害者手当等ファイル、難病医療費助成ファイル、自立支援医療ファイル、自動車改造費助成事業ファイル、移動支援事業ファイル、日常生活用具等事業ファイル、心身障害者福祉手当ファイル、特殊疾病者福祉手当ファイル、重度心身障害者手当ファイル	事後	
令和3年3月31日	I-3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項及び別表第1の11の項	障害者福祉に関する事務として①～⑭の事務を記載	事後	
令和3年3月31日	I-4-①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和3年3月31日	I-4-②法令上の根拠	-	障害者福祉に関する事務として①～⑭の事務を記載	事後	
令和3年3月31日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	
令和3年8月30日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和3年8月25日 時点	事後	
令和3年8月30日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	令和3年8月25日 時点	事後	
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事前	
令和5年9月8日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和3年8月25日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	
令和5年9月8日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和3年8月25日 時点	令和5年3月31日 時点	事後	